

生涯活躍のまち推進協議会の
ガイドと行く船旅(大阪南港/金曜夕方発・月曜到着)
アクティブシニア向け!

大分県
移住体験
ツアー

2019年

1月25日(金)~28日(月)

*現地1泊、船中2泊



フェリー「さんふらわあ」



大分県
応援団「鳥
めじろん



杵築市

落ち着いた街並みと朗らかな人柄が調和するまち
「健康で活力ある安心の杵築市」の実現にむけて
医療、福祉の向上に努めています



豊後高田市

豊後高田市先輩移住者の皆さん
移住から定住へ。きめ細かな支援を通じて、
あなたの夢を全力で応援します!



別府市

日本一の温泉と充実した医療施設
海と山に囲まれ、日本一の源泉数・湧出量の別府温泉
古くから湯治文化により、医療・福祉施設が充実

もっと輝いて生きるためのチャンスの種を大分まで見つけに行こう!

「人生100年時代」人生後半の生き方・暮らし方が気になり始める世代を対象にした
「生涯活躍のまち」を推進中の大分県の3つの自治体を訪ねるツアーです。

すべての人がいつまでも健康に元気で過ごし、終末期の安心もある住まいとコミュニティ
拠点形成によるまちづくり「生涯活躍のまち」。

市職員・地域の方々、活躍している先輩シニア移住者の話を伺って、
各市の魅力や特徴を生かしたまちづくりの様子を訪ねに行きましょう!

定員: 15名(先着順)

最少催行人員5名、係員同行(添乗員は同行しません)

参加費: 15,000円(税込)

含: 往復フェリー代金(ツーリストベッド相部屋)、
現地バス代、宿泊代、現地ガイド料、旅行保険料
食事代: 現地朝1・昼2・夕1・フェリー夕2・朝1

申込
期限

2018年12月25日(火)

申込み受付開始: 2018年11月12日(月)10時~

●お申し込みの際、添付の申込受付の項目をお伺いいたします。
●申込締切2018年12月25日(火)以降のお申込についてはご相談ください。

旅行企画・実施/さんふらわあトラベル株式会社

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2-1200 大阪駅前第2ビル12階
旅行業公正取引協議会会員/大阪府知事登録旅行業 第2-2396号
(一社)日本旅行業正会員 (総合旅行業務取扱管理者/山本茂)

事業主催: 一般社団法人 生涯活躍のまち推進協議会

共催: 大分県、別府市、豊後高田市、杵築市

お問合せ・申込/一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
移住促進センター

フリーダイヤル: 0120-154-732 (月~金10:00~17:30)

メールアドレス: info@iju-center.jp

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル南館5階

※1/26(土)入村式~1/27(日)参加者集合までは一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会主催となります。



アクティブシニア向け大分県移住体験ツアープログラム

(天候等により変更になる場合がございます)

出港



瀬戸内海航路

1月25日(金)

18:55 大阪南港集合(「トレードセンター前」駅 下車徒歩5分)

19:55 大阪南港発

- 船中: 夕食(バイキング/和・洋・中)
- 就寝(船中泊)*ツアーリストベッド相部屋
- 朝食(バイキング/和・洋)

船中



バイキング形式の食事



1月26日(土) 7:45 別府観光港 到着

バスにて杵築市へ

- 生活関連施設(スーパー、病院等)案内
- ロイヤルシティ別府湾杵築リゾート
- 地域ケアサポート「青空」見学
- 杵築市内高齢者施設見学
- 昼食(まめのもんや)*先輩移住者の店
お豆と野菜をふんだんに使った「まめのもんや」特製ランチ(飲み物付き)

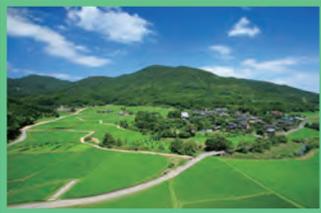


地域交流スペース



社会福祉施設

バスにて豊後高田市へ



世界農業遺産の郷 田染荘

平成25年に豊後高田市を含む国東半島・宇佐地域が「世界農業遺産」に認定されました。中世の景観を残す田染荘では、クスギを活用した原木しいたけの栽培や水田農業の営みなどが見られ、まさに「世界農業遺産の郷」を象徴する場所でもあります。

- シニアが輝き続けるまち「玉津プラチナ通り」、昭和レトロの風情が息づく「昭和の町」見学(ガイド付き)
- 入村式(昭和ロマン蔵内・夢町小学校教室で受入農家お迎え、各農家へ移動)
- 夕食交流会(各農家による家庭料理)
- 温泉入浴(花いろ温泉等) 、宿泊(田染荘等で農家民泊)



高齢者が楽しいおまち「よしみち」(玉津プラチナ通り)

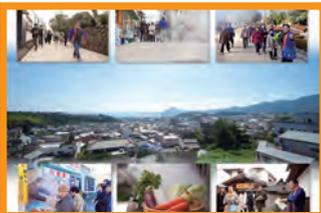
1月27日(日)

- 朝食(各農家による家庭料理)
- 参加者集合(昭和ロマン蔵バス待機場所)
- 空き家見学
(豊後高田市の空き家バンク登録物件2箇所)



「昭和の町」を通るボンネットバス

バスにて別府市へ



- 昼食(鉄輪・ひでさん)*炭火焼き地鶏・とり天等
- 別府八湯の一つ「鉄輪温泉」界隈を散策
(NPO法人鉄輪湯けむり倶楽部のガイドによる解説付き)
- サービス付き高齢者向け住宅「サンクレーンいっとうえん」見学
- ゆめタウン別府(大分県のおみやげ売場有)にて買物



17:30 別府観光港着 18:45 別府観光港発

- 船中: 夕食(バイキング/和・洋・中)
- 就寝(船中泊)*ツアーリストベッド相部屋

1月28日(月)

6:35 大阪南港 着

6:45 解散式

7:00 大阪南港 解散

アクティブシニア向け大分県移住体験ツアー申込受付確認事項

フリガナ		生年月日	性別
参加者① (代表者名)			
住所	〒	携帯電話	
代表者の緊急連絡先		氏名	続柄
◆ご希望の連絡方法をチェックして下さい。また、電話の場合、都合の良い曜日・時間帯もご記入ください。			
<input type="checkbox"/> 自宅電話 /		<input type="checkbox"/> 携帯電話 /	
<input type="checkbox"/> メール /		<input type="checkbox"/> FAX /	
フリガナ		生年月日	性別
参加者②			
フリガナ		生年月日	性別
参加者③			

お申込受付から出発までの流れ



【旅行条件】①旅行契約完了後、事前アンケートを提出してください。

②宿泊/フェリー: ツーリストベッド相部屋、1名(個室)利用の場合はお尋ねください/農家民泊: 男女別相部屋、各農家により受入条件が異なります

ご案内(旅行条件・要約) ※ご旅行条件の詳細を記載した書面をお渡ししますのでご確認の上お申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約約款

この旅行は、さんふらわあトラベル株式会社(以下「当社」という)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行に関する契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか下記条件・出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」という)及び当社旅行規約募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申込み及び契約成立

- 募集型企画旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間にお申込書とお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。当社は可能な範囲でこれに対応します。
- 前項の申し出に基づき当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

旅行代金の額	申込金(おとりざま)
20,000円未満	5,000円
20,000円以上50,000円未満	10,000円
50,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上	旅行代金の20%以上

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行行程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食代、これら上記旅行費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。(コースに含まれない交通費の諸費用及び個人的費用は含まれません。)

5. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、気象条件、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運航計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行行程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行

の実施を止め、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明します。

6. 旅行代金の変更

- 当社は利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済事情の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 当社は、前号の規定に基づく契約内容の変更により旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料金その他に支払い又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。)(又は当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行の額を変更することがあります。

7. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対しておとりざまにつき下記の取消料を頂きます。又、利用人数により旅行代金の異なる旅行を取消された場合には他のお客様から旅行代金の差額を頂きます。
- 当社の責任とならないお客様からの取上りの事由に基づき、お取消になる場合も下記取消料をお支払い頂きます。
- 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、下記の利率で違約料を頂きます。

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1) 21日目にあたる日より前に解除	無料
2) 20日目にあたる日より後に解除(3～6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日より後に解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

8. 添乗員等

添乗員は同行いたしません。係員同行。

9. 当社の責任及び免責事項

- 当社は旅行の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたとときは、お客様が被らされた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りります。
- 旅行者が天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。

10. 特別補償

当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款により、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被らされた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を又、手荷物に対する損害につきましては、損害補償をお支払いいたします。

11. 旅程保証

旅行行程に掛ける重要な変更が生じた場合、募集型企画旅行約款の規定により、変更補償金を支払います。(お客様の同意を得て同等価格以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)変更保証金の額はお客様1名につき旅行代金の15%を限度とし、1,000円未満の場合は支払いません。

12. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行は2018年12月1日を基準としています。又旅行代金は2018年12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

13. 個人情報の取扱いについて

当社並びに販売店は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に渡し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。この他、この当社及び当社の提供する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のお客様が旅行参加後のご意見やご感想のお願い③アンケートのお申し込み④特典サービス提供の統計資料作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。